

2017年(平成29年)5月4日 木曜日

出張のための移動時間

運搬や監視伴えば労働



Q 会社から出張を命じられましたが、出張のための前日の移動時間は労働時間になるのでしょうか。また、遠方にある作業現場までの移動時間は労働時間になりますか。

A 労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。労働時間に当たる場合は、会社はそれに対する賃金の支払い義務などが発生します。労働時間に当たるとは、従業者が使用者の指揮命令下に置かれていると評価することができるといいます。

【出張の際の移動時間】
判例では、何か果たすべき別段の用務を命じられるなど、具体的な労働に従事していない移動時間については、労働時間に当たらないとしています。他方、業務に用いる機材や物品などを持って出張先に移動した場合については、具体的な労働の提供を伴うものであるとして、労働時間に当たると判断しています。

【作業現場への移動時間】
判例では、会社の指示で従業員が会社にいったん立ち寄り、打ち合わせして現場に行くという事案については、会社から現場までの移動時間は労働時間に当たるとしています。一方、従業員が会社

に立ち寄っていたが、会社が命じたものではなく、従業員間で任意に集合時刻や運転者を定めて現場に行っていたケースは、会社と現場との往復は通勤の性格を有するとして労働時間に当たらないとしています。

(弁護士 松田健太郎)